

## 「和気町子どもの権利を守る条例（仮称）」（案）に関するパブリックコメント（町民意見）募集について

### 1. 意見公募案件

「和気町子どもの権利を守る条例（仮称）」（案）

### 2. 意見公募の趣旨・目的・背景

和気町では令和6年度に、子どもや若者、子育て家庭を取り巻く状況を踏まえ、具体的な支援施策や今後の方向性を示した「和気町子ども計画」を策定しました。令和7年度では、和気町として揺るぎない理念と基本姿勢を明確にし、計画で示した取組を長期的に一貫して進めるための基盤として「和気町子どもの権利を守る条例（仮称）」（案）を制定します。条例を制定することで、子どもの最善の利益を守ることを和気町の普遍的な約束として位置づけ、行政や教育機関、また家庭や地域が協働して子どもを支える体制をより強固にします。本件はこの条例の策定にあたり広く町民の皆さんから意見を募集するものです。

### 3. 閲覧方法

和気町ホームページ

和気町役場窓口（本庁舎：子どもまんなか支援室）※開庁時のみ

（佐伯庁舎：総務事業課・教育総務課）※開庁時のみ

### 4. 対象

（1）町内に住所を有する人

（2）町内に事務所または事業所を有する個人、法人など

（3）町内に通勤、通学する人

### 5. 意見の提出方法

意見提出用紙に意見及び住所・氏名等を記入のうえ、次のいずれかの方法でご提出ください。

（郵送または持参）〒709-0495 岡山県和気郡和気町尺所 555 番地

和気町役場こどもまんなか支援室

（ファックス） 0869-92-0121

（電子メール） kodomo@town.wake.lg.jp

※電話での受付及び回答は行いません。また、住所・氏名等が記載されていない意見への回答はしません。

### 6. 意見提出期間

令和7年12月5日（金）から令和8年1月15日（木）まで（必着）

※郵送については、締切日の消印まで有効とします。

### 7. 留意事項

- 提出された意見は、意見募集の終了後和気町ホームページ等で公表します。住所・氏名等は公表しません。

- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である条例に関するもの以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめご了承ください。